

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百四十四号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五十条第一項第四号及び第二百十五条第二項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)第四条第一項第一号イ(3)、第五条第二項及び附則第四条第二項、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)第十二条第一項第五号及び第九十条第二項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)第十一条第一項第二号イ(3)、第十二条第二項及び附則第四条第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等

- 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。)第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。)第十一条第一項第二号イ(3)に規

定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「サービス管理責任者」と総称する。)

イ サービス管理責任者は、(1)から(6)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める要件を満たす者とする。

(1) 生活介護又は療養介護 (一)及び(二)に掲げる要件を満たす者であること。

(一) a 及び b の期間が通算して五年以上である者、c の期間が通算して十年以上である者並びに a から c までの期間が通算して三年以上かつ d の期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。

a i から vi までに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

i 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

ii 児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

- iii 障害者支援施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設及び同法第三項に規定する更生施設、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)、同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- iv 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する障害者職業センター、同法第二十七条第二項に規定する障害者雇用支援センター、同法第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者
- vi 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、dに掲げる資格を有する者並びに i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者に限る。)
- b i から v までに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、児童福祉法第十八条の四に規定する保育士、児童福祉施設最低基準(昭和三十二年厚生省令第六十三号)第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間

- i 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
 - ii 障害福祉サービス事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者
 - iii 健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
 - iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者
 - v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者
 - c bのiからvまでに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間
 - d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
- (二) 介護に関する分野のサービス管理責任者研修(指定障害福祉サービス等の質の確保に関する知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であって別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであって、a又はbのいずれかの要件を満たしていること。
- a 指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「相談支援事業従事者基準」という。)に定める相談支援従事者初任者研修のうち別表第二に定める内容のみを行う研修(以下「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」という。)を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者」という。)であること。

- b この告示の適用の日(以下「適用日」という。)前に厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。)の市長が行った相談支援の業務に関する研修(相談支援事業従事者基準別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。)を修了し、かつ適用日前又は適用日以後に当該科目の講義を修了し、当該研修及び講義を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「旧障害者ケアマネジメント研修修了者」という。)であること。
- (2) 児童デイサービス (一)及び(二)の要件を満たす者であること。
- (一) 実務経験者であること。
- (二) 児童に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。
- (3) 共同生活介護、自立訓練(生活訓練)(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。)、共同生活援助 (一)及び(二)の要件を満たす者であること。
- (一) 実務経験者であること。
- (二) 身体障害、知的障害又は精神障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。
- (4) 自立訓練(機能訓練)(規則第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。)(一)及び(二)の要件を満たす者であること。
- (一) 実務経験者であること。
- (二) 身体障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。
- (5) 就労移行支援、就労継続支援 A 型(規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援 A 型をいう。)又は就労継続支援 B 型(規則第六条

の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。) (一)及び(二)の要件を満たす者であること。

- (一) 実務経験者であること。
- (二) 就労に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

- (6) 施設入所支援 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)又は障害者支援施設において提供される施設入所支援以外の施設障害福祉サービスのいずれかに係るサービス管理責任者であること。

□ 指定障害福祉サービス基準第二百十五条第二項若しくは障害福祉サービス基準第九十条第二項に規定する多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者又は指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項第六号に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日から起算して三年間は、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において提供される障害福祉サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において提供されるすべての障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしているものとみなす。

八 複数の昼間実施サービス(指定障害者支援施設等又は障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。)を行う指定障害者支援施設等又は障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設にあっては、適用日)から起算して三年間は、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供される昼間実施サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供されるすべての

昼間実施サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしている者とみなす。

二 適用日から平成二十四年三月三十一日までの間は、実務経験者については、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)(二)の要件を満たしているものとみなす。

ホ 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号)第五十六条第一項、第七十条第一項又は第一百七条に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所又は指定共同生活援助事業所が、適用日以後引き続き指定障害福祉サービス基準第九十六条、第一百八条第一項、第一百三十七条又は第二百七条に規定する指定児童デイサービス、基準該当児童デイサービス、指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第九十七条第一項、第一百八条第一項、第一百三十八条第一項又は第二百八条第一項に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所、指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所であって、実務経験者を確保することができないものについては、イの規定にかかわらず、イ(1)(一)aからcまでの期間が通算して三年以上である者であって、イ(2)(二)又は(3)(二)の規定を満たす者をサービス管理責任者として置くことができる。ただし、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間については、イ(2)(二)又は(3)(二)の規定を満たすことを要しない(指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所における共同生活住居の入居定員の合計(一体型指定共同生活介護事業所又は一体型指定共同生活援助事業所にあっては、これらの事業所の入居定員の合計)が十人以上の場合を除く。)。

二 指定障害福祉サービス基準第二百十五条第二項及び障害福祉サービス基準第九十条第二項の厚生労働大臣が定める多機能型事業所
配置されるサービス管理責任者が、前号イ(1)及び(3)から(5)までに掲げる障害福祉サービスのうち二以上のものに係るサービス管理責任者の要件に該当する場合において、当該二以上の障害福祉サービスを提供する多機能型事業所

三 指定障害者支援施設基準第五条第二項及び附則第四条第二項並びに障害者支援施設基準第十二条第二項及び附則第四条第二項の昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるもの

配置されるサービス管理責任者が、第一号イ(1)及び(3)から(5)までに掲げる障害福祉サービス(昼間実施サービスに限る。)のうち二以上のものに係るサービス管理責任者に該当する場合における当該二以上の昼間実施サービス

(平一九厚労告八〇・平二一厚労告一六五・平二一厚労告三六五・平二一厚労告三六六・一部改正)

改正文 (平成一九年三月三〇日厚生労働省告示第八〇号) 抄
平成十九年四月一日から適用する。

改正文 (平成二一年三月三〇日厚生労働省告示第一六五号) 抄
平成二十一年四月一日から適用する。

改正文 (平成二一年七月一五日厚生労働省告示第三六六号) 抄
平成二十一年十月一日から適用する。

別表第一

区分	科目	時間数	備考
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	六	
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	三	介護の分野、児童の分野、知的障害者又は精神障害者の地域移行の分野、身体障害者の地域移行の分野、就労の分野(以下「分野」と総称する。)別に行うこと
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	十	分野別に行うこと
合計		十九	

別表第二

区分	科目	時間数
講義	障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義	六・五
	ケアマネジメントの手法に関する講義	二
	障害者の地域支援に関する講義	三
合計		十一・五

